

(別紙の登録教習機関の事務所) 代表者 殿

沖縄労働局長 印

技能講習修了証の偽造事案の発生及び同種事案の防止対策について

労働行政の運営につきましては、平素より特段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記1のとおり技能講習修了証の偽造事案が発生しました。

なお、同種事案は、無資格者の就業による重大な事故を発生させる可能性があるものであり、労働安全衛生法第61条違反（就業制限違反）、刑法第159条・第161条違反（私文書偽造・同行使）等による刑事事件にも発展する可能性があります。

また、同種事案が上記のような重大な事故・事件となった場合に、技能講習修了証の偽造が容易であったときには、偽造された技能講習修了証に表示された登録教習機関の責任を問われる可能性もあります。

そこで、同種事案の発生を防止するため、登録教習機関におかれては、下記2及び3の対策を講じていただくようお願いいたします。

記

1 技能講習修了証の偽造事案

- (1) 県内の事業者A社に所属していた労働者Bを名義人とする技能講習修了証1件（発行者として、県内の登録教習機関Cが表示されているもの。）について、登録教習機関Cが発行したものでないことが確認された。
- (2) 上記1の技能講習修了証（以下「偽造修了証」という。）は、登録教習機関Cが過去に発行していた真正な技能講習修了証の様式を模したものであり、真正な技能講習修了証の発行番号及び発行月日を流用したものであった。なお、登録教習機関Cにおいて、現在は、下記3の対策を講じた技能講習修了証を発行している。
- (3) 事業者A社は、労働者ごとに各種資格証の複写物を含む資格証(写)一覧を作成・保存しており、労働者Bに係る各種資格証(写)一覧に偽造修了証の複写物が含まれていた。事業者A社は、「偽造修了証の複写物の入手経緯は不明である。」としている。
- (4) 労働者Bは、「過去に、事業者A社から数件の資格証の複写物を提供されていたが、その中に偽造修了証の複写物が混在していたものであり、

その混在に最近まで気付かなかった。」としている。

2 登録教習機関からの周知徹底

下記(1)及び(2)について、次年度以降実施する技能講習等の機会に、事業者等(技能講習修了証を必要とする業務を行わせる者をいう。以下、同じ。)及び受講者に周知を行うこと。なお、労働災害防止団体、事業主団体等である登録教習機関においては、傘下会員等関係者に周知を行うこと。

- (1) 労働安全衛生法第61条の資格証(以下「技能講習修了証等」という。)の保有状況を事業者等が把握する場合は、必ず技能講習修了証等の原本で確認する。この場合に、原本であるか否か疑義が生じる場合は、技能講習修了証等の発行者に事業者等が照会する等により確認する。なお、左記の照会に際しては、個人情報保護のため、技能講習修了証等の保有者の委任を受ける等の手続が必要である。
- (2) 事業者等が技能講習修了証等の複写物を作成・保存する場合は、必ず技能講習修了証等の原本から複写する(複写物から再複写しない。)

3 登録教習機関における同種事案の防止対策

下記の何れかの措置又は複数を組み合わせた措置により、容易に偽造できない技能講習修了証を発行すること。

- (1) 材質が紙である場合には、エンボス加工(紙面に凹凸をつける加工)を施すこと。
- (2) 材質をプラスチック等とすること。
- (3) コピー防止スタンプ加工(複写した場合に複写物であることが印刷される加工)を施すこと。
- (4) 以上のほか、上記2(1)において原本であるか否か疑義が生じにくいものとする。

(担当) 沖縄労働局 労働基準部
健康安全課 産業安全専門官
電話 : 098-868-4402